

附属書五（第五章関係） 将来の措置に関する留保

「この協定に基づく義務」とは、それについて適合しない措置が維持されており、又は採用されることが
 できる第五十七条及び第五十八条の規定に基づく義務をいう。

日本国の留保

分野又は事項	この協定に基づく義務
一 航空宇宙産業 二 武器・火薬産業 三 放送業 四 エネルギー産業 五 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚にお ける漁業	内国民待遇（第五十七条） 内国民待遇（第五十七条） 内国民待遇（第五十七条） 内国民待遇（第五十七条） 内国民待遇（第五十七条） 最恵国待遇（第五十八条）

六 土地取引に関する事項	内国民待遇（第五十七条）
七 公的独占の維持、指定又は廃止（民営化を含む。）	最恵国待遇（第五十八条）
八 国営企業の維持、設立又は処分（民営化を含む。）	内国民待遇（第五十七条）
九 法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス	内国民待遇（第五十七条）
十 補助金	最恵国待遇（第五十八条）
	内国民待遇（第五十七条）
	最恵国待遇（第五十八条）

（ブルネイ・ダルサラーム国の留保は省略）